

指 農 農 第 335 号 6
令和 6 年 8 月 13 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

指宿市長 打越 明司

市町村名 (市町村コード)	指宿市 (46210)
地域名 (地域内農業集落名)	上野地区 (上野東, 上野中, 上野西, 上野坂下)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 7月11日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・温暖な気候と豊富な水資源、基盤整備された農地などの有利性を生かした農業を行っている。
- ・山際にある農地は、樹木の影響で日当たりが悪く、一部で作物の生育に影響を及ぼしている。
- ・畑かんが未整備の農地やトイレの未整備など十分な基盤整備がされていない箇所がある。
- ・農家同士のつながりが希薄になっている。また、農地の貸し借りが相対契約でされているケースが目立つ。
- ・イノシシ・サル・ヒヨドリなどによる鳥獣被害が多い。

【主な作物等】

オクラ, スナップ, ソラマメ, 肉用牛, 養豚, 養鶏

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農地の貸し借りをスムーズに行えるよう、目標地図を活用して意向把握の機会を設ける。
- ・草払いなどの環境整備に関することを環境整備会や入り作者などと連携して、より良い営農環境を整える。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	87 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	87 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者等を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を把握し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農地中間管理機構関連事業の活用を検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募集し、意向を踏まえながら担い手として育成していくために、市及びJAと連携して相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ未定

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①イノシシなど被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があつた場合には速やかに対応できる体制を構築する。

②オクラなどのIPM栽培を進め、減農薬栽培を推進する。

⑦環境整備会を中心に畦地の保全、維持管理を行う。